# 神戸医療産業都市推進機構 利益相反管理委員会規程

**（目的）**

**第１条**　この規程は、神戸医療産業都市推進機構 利益相反マネジメントポリシーの定めに基づき、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下、「機構」という。）の職員等の利益相反を適切に管理し、かつ、職員等の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

**（定義）**

**第２条**　この規程において「職員等」とは、神戸医療産業都市推進機構利益相反マネジメント細則「2．用語の定義」に規定する「機構の役員、常勤職員及びその他利益相反管理委員会が審議のため必要と判断した関係者」をいう。

**（設置）**

**第３条**　利益相反を適正に管理するため、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。)を置く。

**（審議事項）**

**第４条**　委員会は、次の事項を審議する。

(1) 研究・事業等における利益相反に関係する個々の事案の適否

(2) 利益相反マネジメントポリシー、利益相反管理規程、その他利益相反に関する規程類の制定改廃

**（組織）**

**第５条**　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)経営企画部長

(2)経営企画部総務人事課長

(3)経営企画部長が指名する外部の専門家

(4)その他経営企画部長が指名する者

２　前項に掲げる者が欠席の場合において、経営企画部長が必要と認めるときは、経営企画部長は当該欠席者の代理人を指名することができる。

**（委員長等）**

**第６条**　委員会に委員長及び副委員長それぞれ１名を置く。

２　委員長は、経営企画部長をもってこれに充て、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、経営企画部総務人事課長をもってこれに充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

**（委員会の招集及び議事）**

**第７条**　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員総数の３分の２以上のものが出席しなければ、会議を開くことができない。
　なお、委員長の判断により、Web会議等双方の円滑な意思疎通が可能な手段を用いて出席した委員も審議及び採決に参加させることができる。
３　委員会の議事は、出席委員の３分の２以上で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
４　会議は非公開とし、委員は会議の内容を他に漏らしてはならない。

**（調査等）**

**第８条**　委員会は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る職員等に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。
２　委員会は、必要と認めるときは、関係者又は外部専門家の出席を求めその意見を聴くことができる。

**（審査結果）**

**第９条**　委員会が第４条第１項に掲げる事項を審査した結果、当該事案が改善を要すると判断した場合は、委員長は、当該利益相反に係る職員等に対し、改善勧告を行う。
２　前項の勧告を受けた職員等は、委員会に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

**（書面審査）**

**第10条**　委員長が認める場合、委員会は委員を招集しないで書面による審査（書面審査）を行うことができる。
２　書面審査の過程において、委員の招集による委員会開催が必要であると判断された場合、委員長は改めて委員の招集による委員会を開催する。

**（研修の実施）**

**第11条**　委員会は、利益相反に関する意識の向上を図るため，利益相反マネジメントの理念，方法等を職員等に周知するとともに，適宜啓発活動を行うものとする。

**（庶務）**

**第12条**　委員会の庶務は、経営企画部　総務人事課において処理する。

改正施行：平成19.12.1　　平成23.5.12　　平成25.3.1　　平成30.4.1　　令和元.9.1
　　令和3.3.1　　2024.4.1　　2024.7.1　　2024.10.1